

令和元年第3回（9月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第122号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	人事課	1～10
議案第123号	上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について		11～12
議案第124号	職員の旅費に関する条例等の一部改正について		13～15

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第122号
提 出 課	人事課

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 改正理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和2年度から新たに会計年度任用職員の制度が創設されることを受け、勤務条件等に関する規定を整備するもの

2 主な改正内容

(1) 第1条の規定による一般職の職員の給与に関する条例の改正内容

地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に支給する給与に関する規定を整備する。(第26条―第32条、附則第15項、別表第4(4)関係)

(2) 第2条の規定による職員の退職手当に関する条例の改正内容

退職手当を支給する職員のみなし規定の適用対象者がフルタイム(1週間の勤務時間が38時間45分)の会計年度任用職員であることを明確化した規定を追加する。(第2条、附則第29条関係)

(3) 第3条から第7条までの規定による職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の改正内容

会計年度任用職員に係る規定を整備する。(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第3条、職員の分限に関する手續及び効果に関する条例第3条、職員の育児休業等に関する条例第7条、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条、上越市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条関係)

(4) その他文言を整備する。

3 施行期日

令和2年4月1日

4 一般職の職員の給与に関する条例等改正案新旧対照表

(1) 第1条の規定による一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(初任給、昇給及び昇格等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 職員(第26条第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下この条、第6条第3項、第25条及び第25条の3において同じ。)の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、別に規則で定める基準に従い決定する。</p> <p>3～13 略</p> <p>(給料の調整)</p>	<p>(初任給、昇給及び昇格等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 職員の職務の級は</p> <p>_____、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、別に規則で定める基準に従い決定する。</p> <p>3～13 略</p> <p>(給料の調整)</p>

改 正 案	改 正 前
<p>第 8 条の 2 市長は、<u>給料月額（第 26 条第 1 項に規定する会計年度任用職員の給料月額を除く。以下この条において同じ。）</u>が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でない<u>と認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額について適正な調整額表を別に規則で定めることができる。</u></p> <p>2 略</p> <p><u>（会計年度任用職員_____の給与）</u></p> <p>第 26 条 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する<u>会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）_____の給与は、第 2 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>パートタイム会計年度任用職員（法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員をいう。以下同じ。）報酬（初任給調整手当、地域手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、<u>夜間勤務手当及び特殊勤務手当に相当する報酬（以下「付加報酬」という。）を含む。）</u>、<u>通勤に係る費用弁償及び期末手当</u></u></p> <p>(2) <u>フルタイム会計年度任用職員（法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員をいう。以下同じ。）給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、<u>夜間勤務手当、特殊勤務手当、期末手当及び退職手当</u></u></p> <p>2 前項の報酬（付加報酬を除く。）及び<u>給料（以下「報酬及び給料」という。）は、月額又は時間単位の額とする</u></p> <p>_____。</p> <p><u>（会計年度任用職員の報酬及び給料）</u></p> <p>第 27 条 <u>フルタイム会計年度任用職員の給料は、第 3 条第 1 項に規定する給料表を準用して支給する。</u></p> <p>2 <u>フルタイム会計年度任用職員の職務の級</u></p>	<p>第 8 条の 2 市長は、<u>給料月額が</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でない<u>と認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額について適正な調整額表を別に規則で定めることができる。</u></p> <p>2 略</p> <p><u>（非常勤の職員及び臨時職員の給与）</u></p> <p>第 26 条 <u>非常勤の職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下同じ_____。）及び臨時職員の給与は、第 2 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>非常勤の職員</u></p> <p>_____</p> <p>_____ 報酬（_____時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、<u>特殊勤務手当及び退職手当_____に相当する給与（以下「付加報酬」という。）を含む。）及び通勤費_____</u></p> <p>(2) <u>臨時職員 賃金、通勤費、割増賃金、宿直費、能率賃金及び退職手当</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 前項の報酬（付加報酬を除く。）及び<u>賃金（以下「報酬及び賃金」という。）は、月額又は時間単位の額とし、その額は、常勤の職員の給与との均衡を考慮し、月額 30 万円の範囲内で任命権者が定める。</u></p>

改 正 案	改 正 前
<p>は、別表第4(4)に定める基準に従い決定する。</p> <p>3 <u>パートタイム会計年度任用職員の報酬は、フルタイム会計年度任用職員として前2項の規定を適用したならば得られる給料月額とその者の1週間当たりの勤務時間を考慮して規則で定めた額を支給する。</u> (追加)</p> <p><u>(会計年度任用職員の諸手当)</u></p> <p>第28条 <u>会計年度任用職員の初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び特殊勤務手当(付加報酬及び通勤に係る費用弁償を含む。)</u>は、<u>第12条の2、第12条の3、第13条、第14条から第16条まで、第18条、第19条、第20条及び第21条の規定を準用して支給する。</u> (追加)</p> <p><u>(会計年度任用職員の期末手当)</u></p> <p>第29条 <u>会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条において「基準日」という。)のそれぞれを起算日として1月以前から引き続いて基準日に在職する任期の定めが6月以上の会計年度任用職員(これに準ずる者として規則で定める職員を含む。)</u>に対して、<u>第22条第1項に規定する支給日に支給する。</u></p> <p>2 <u>会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の32.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の第22条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 <u>前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において会計年度任用職員が受けるべき報酬及び給料の月額並びにこれらに対する地域手当に相当する報酬の月額又は地域手当の月額の合計額とする。</u></p> <p>4 <u>第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>5 <u>前4項に定めるもののほか、会計年度任用職員の期末手当は、第22条の2及び第22条の3の規定を準用する。</u> (追加)</p> <p><u>(会計年度任用職員の給与の特例)</u></p>	

改 正 案	改 正 前
<p><u>第30条</u> <u>前4条の規定にかかわらず、任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員に支給する給与（退職手当を除く。）は、他の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、規則で定めることができる。</u> (追加) <u>(会計年度任用職員の退職手当)</u></p> <p><u>第31条</u> <u>フルタイム会計年度任用職員の退職手当については、別に条例で定める。</u> (追加) <u>(会計年度任用職員_____の給与の支給方法等)</u></p> <p><u>第32条</u> <u>報酬及び給料の期間計算は、月の1日から末日までとし、当該期間につき報酬及び給料の全額を支給する。</u> 2 <u>報酬及び給料は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日に支給する。</u> (1) <u>パートタイム会計年度任用職員 勤務した月の翌月21日</u> (2) <u>フルタイム会計年度任用職員 勤務した月の当月21日</u> (追加) 3 略 4 <u>前3項に規定するもののほか、会計年度任用職員_____の給与の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u> (給与の口座振替)</p> <p><u>第33条</u> 略 (給与からの控除)</p> <p><u>第34条</u> 略 (規則への委任)</p> <p><u>第35条</u> 略 附 則 <u>(令和2年度における会計年度任用職員の給料月額の特例)</u></p> <p>15 <u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間においては、第27条第1項の規定により準用する第3条第1項第1号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の2を乗じて得た額に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）を減ずる。</u> (追加)</p>	<p>(<u>非常勤の職員及び臨時職員の給与の支給方法等</u>)</p> <p><u>第27条</u> <u>報酬及び賃金の期間計算は、月の1日から末日までとし、当該期間につき報酬及び賃金の全額を支給する。</u> 2 <u>報酬及び賃金は、勤務した月の翌月21日_____に支給する。</u> 3 略 4 <u>前3項に規定するもののほか、非常勤の職員及び臨時職員の給与の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u> (給与の口座振替)</p> <p><u>第28条</u> 略 (給与からの控除)</p> <p><u>第29条</u> 略 (規則への委任)</p> <p><u>第30条</u> 略</p>

改 正 案			改 正 前		
別表第4 (第3条、第27条関係) (1)~(3)の表 略			別表第4 (第3条関係) (1)~(3)の表 略		
(4) 会計年度任用職員等級別基準職務表					
給料表	職務の級	職務の内容			
一般行政職給料表	1級	定型的な業務を行う 職員の職務			
	2級	相当の知識又は経験を 必要とする業務を 行う職員の職務			
	3級	高度の知識又は経験を 必要とする業務を 行う職員の職務			
技能労務職給料表	1級	単純容易な業務を行 う職員の職務			
	2級	相当の技能又は経験を 必要とする業務を 行う職員の職務			
(追加)					

(2) 第2条の規定による職員の退職手当に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案		改 正 前	
(適用範囲) 第2条 略		(適用範囲) 第2条 略	
<p>2 常時勤務に服することを要しない者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるものに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分</p>		<p>2 常時勤務に服することを要しない者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるものに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分</p>	

改 正 案	改 正 前
<p>以外の部分を除く。)の規定を適用する。 <u>ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</u></p> <p>附 則 <u>(フルタイム会計年度任用職員の勤続期間の計算の特例)</u></p> <p><u>第29条 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)に対する第9条の規定の適用については、同条第1号中「その者の同項に規定する勤務した月」とあるのは「平成24年4月1日以後におけるその者の同項に規定する勤務した月」と、同条第2号中「その職員となる前の引き続いて勤務した期間」とあるのは「平成24年4月1日以後におけるその職員となる前の引き続いて勤務した期間」とする。</u></p> <p><u>2 フルタイム会計年度任用職員に対する第10条第1項の規定の適用については、同項中「第2条第2項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等として引き続いた在職期間」とあるのは「平成24年4月1日以後におけるフルタイム会計年度任用職員に相当する職員以外の地方公務員等として引き続いた在職期間」とする。</u></p> <p>(追加)</p>	<p>以外の部分を除く。)の規定を適用する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

(3) 第3条の規定による職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正
(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(一般職の職員の給与に関する条例(昭和46年上</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号_____)第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料月額_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

改正案	改正前
越市条例第75号)第26条第1項第1号に規定する付加報酬を除く。)の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。	_____の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

(4) 第4条の規定による職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正
(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
(休職の効果) 第3条 略 2及び3 略 4 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u> (追加)	(休職の効果) 第3条 略 2及び3 略

(5) 第5条の規定による職員の育児休業等に関する条例の一部改正
(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 略 2 給与条例第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 <u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。次条において同じ。)</u> のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 (部分休業を請求することができない職員) 第22条 略 (1) 略 (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法_____第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員	(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 略 2 給与条例第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 (部分休業を請求することができない職員) 第22条 略 (1) 略 (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法 <u>昭和25年法律第261号</u>)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴う 会計年度任用職員制度等の概要について

1 法律の改正に伴う会計年度任用職員制度の概要

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、新たに「会計年度任用職員」を創設し、その任用、給付等に関する規定を定めた改正地方公務員法及び地方自治法が令和2年4月1日に施行されるもの

2 法律の主な改正内容

(1) 会計年度任用職員の創設（地方公務員法の一部改正）…下記の図④

- ・一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であったことから、新たに「会計年度任用職員」を創設し、採用、任期、勤務時間等に関する規定を整備

(2) 会計年度任用職員の給付制度（地方自治法の一部改正）

- ・期末手当の支給を可能とするほか、給付に関する規定を整備

(3) その他の職（地方公務員法の一部改正）

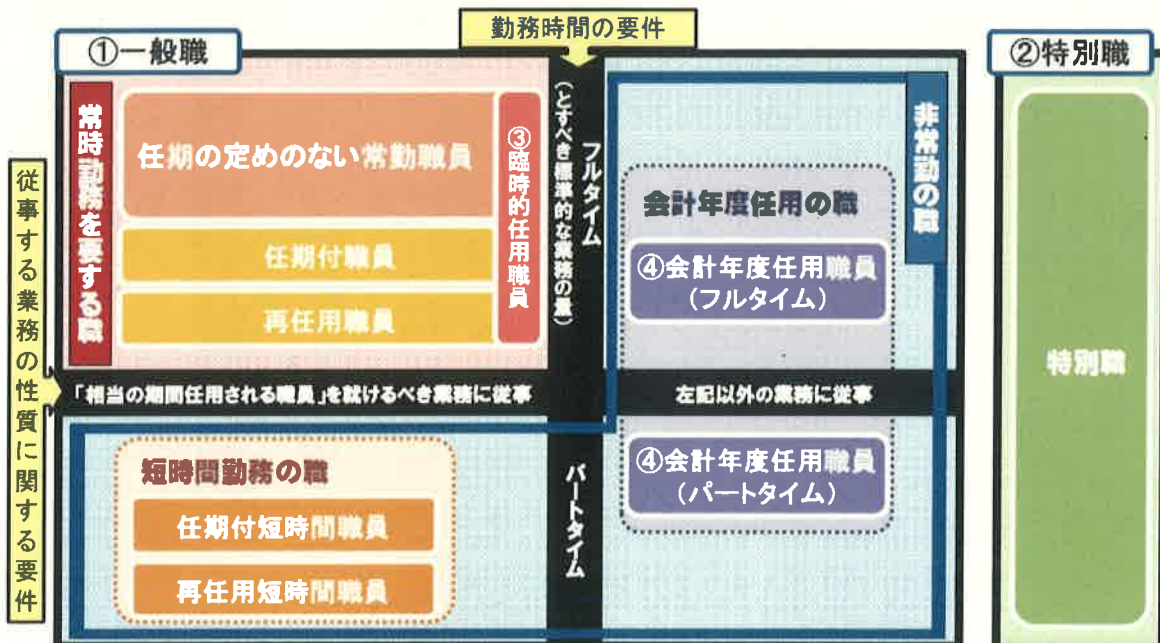
ア 特別職の任用（法第3条第3項第3号）…下記の図②の一部

- ・専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であって、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断等を行う者に限るよう厳格化

イ 臨時的任用…下記の図③

- ・常勤職員に欠員を生じた場合に任用

<改正地方公務員法における職の整理>



※出典：総務省通知「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」

3 当市における会計年度任用職員制度への移行に伴う主な改正点

(1) 給料・報酬水準

- ・給料（報酬）月額は、職務内容、職の困難度及び責任の程度等を考慮し、類似する職務に従事する常勤職員の職務の級及び号給に基づく額を設定
- ・上記の額へ移行するための経過措置として、現行水準に対し、令和2年度に約3%、令和3年度に約2%相当額を引上げ

(2) 期末手当

- ・支給割合 年0.65月（6月支給期：0.325月、12月支給期：0.325月）
 ※ ただし、令和2年6月の支給期は、制度移行後の在職期間が3月未満となるため、100分の30を乗じた0.0975月
- ・支給要件 ①6か月以上任用される者
 ②週15時間30分以上勤務する者
 ③各支給期の基準日（6月1日、12月1日）の1か月以前から在職する者

(3) 特別休暇

- ・妊産疾病休暇を新設
- ・結婚休暇を連続する3日以内から5日以内に、生理休暇を連続する2日以内から必要と認められる期間に拡充

<制度の概要>

区分	非常勤一般職 (現行)	会計年度任用職員 (令和2年4月以降)	
		フルタイム (週38時間45分)	パートタイム (週38時間45分未満)
勤務時間	週38時間45分以内	フルタイム (週38時間45分)	パートタイム (週38時間45分未満)
条件付採用期間	14日（最初の任用時）	1か月（会計年度の都度）	
営利企業への従事等の制限	対象	対象	対象外
給与	報酬	給料	報酬
給料・報酬水準	常勤職員給料表を参考	常勤職員給料表を準用	
通勤手当	費用弁償	手当	費用弁償
期末手当	—	0.65月支給	
退職手当	フルタイムのみ報酬	手当	—
時間外勤務手当	報酬	手当	報酬
年次有給休暇の付与	試用期間14日後	任用初日	
特別休暇	国、県等との均衡を考慮	国制度を準用（新設・拡充）	
人事評価	対象	対象	
人事行政の公表	対象外	対象	対象外

※ 法律の改正によるもののほか、網掛け部分が、本定例会に提案する一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正案及び関連規則の改正により整備するもの

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第123号
提出課	人事課

上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

1 改正理由

地方公務員法の一部改正を受け、専門的な知識、経験等に基づき、助言、調査等を行う者を除く特別職非常勤職員を会計年度任用職員等に移行するため、一部の職を廃止するもの

2 改正内容

診療所医師、上越休日・夜間診療所薬剤師、上越休日・夜間診療所看護師、上越休日・夜間診療所放射線技師、地すべり巡視員、行政事務嘱託員、外国語指導助手、自然環境調査・監視員及び国際交流員の報酬額に係る規定を削る。(別表関係)

3 施行期日

令和2年4月1日

4 上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改正案		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
保育所嘱託医	1保育所につき 年 230,000 円以内	保育所嘱託医	1保育所につき 年 230,000 円以内
		診療所医師	月を単位とするとき 164,700円以内 職務1回を単位とするとき 111,900円以内
		上越休日・夜間診療所薬剤師	職務1回につき 55,000円以内
		上越休日・夜間診療所看護師	〃 44,000円以内
	(削除)		

改 正 案		改 正 前	
		上越休日・夜間診療所放射線技師	〃 44,000円以内
予防接種健康被害調査委員	1日につき 9,700円	予防接種健康被害調査委員	1日につき 9,700円
(略)		(略)	
幼稚園・学校薬剤師	1校(園)につき 年 88,000円 以内	幼稚園・学校薬剤師	1校(園)につき 年 88,000円 以内
(削除)		地すべり巡視員	年 200,000円以内
		行政事務嘱託員	月 1,900円
		外国語指導助手	〃 330,000円以内
青少年健全育成委員	職務1回につき 2,050円	青少年健全育成委員	職務1回につき 2,050円
(略)		(略)	
上越市オンブズパーソン専門調査員	1日につき 15,000円	上越市オンブズパーソン専門調査員	1日につき 15,000円
(削除)		自然環境調査・監視員	年 20,000円
鳥獣特別捕獲員	職務1回につき 4,100円	鳥獣特別捕獲員	職務1回につき 4,100円
(削除)		国際交流員	月 300,000円以内
(削除)		備考 所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第5号に規定する非居住者である外国語指導助手及び国際交流員の報酬額は、この表に定める額にかかわらず、同法に規定する所得税並びに地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する県民税及び市民税が課される場合は、それらの税を控除した後の報酬の月額がそれぞれ同項第3号に規定する居住者である外国語指導助手及び国際交流員と同等となる額とする。	

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第124号
提出課	人事課

職員の旅費に関する条例等の一部改正について

1 改正理由

地方公務員法の一部改正により、一般職の地方公務員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が削除されたことに伴い、引用条項を整備するもの

2 改正内容

地方公務員法の引用条項を整備する。（職員の旅費に関する条例第3条、職員の退職手当に関する条例第15条、一般職の職員の給与に関する条例第22条、第22条の2、第23条、第25条関係）

3 施行期日

令和元年12月14日

4 職員の旅費に関する条例等改正案新旧対照表

(1) 第1条の規定による職員の旅費に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、<u>地方公務員法第16条各号</u> <u>若しくは第29条第1項各号</u> に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4～7 略</p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、<u>地方公務員法第16条第2号から第5号まで若しくは第29条第1項各号</u> に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4～7 略</p>

(2) 第2条の規定による職員の退職手当に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第15条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>地方公務員法第28条第4項の規定に</u></p>	<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第15条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>地方公務員法第28条第4項の規定に</u></p>

改正案	改正前
<p>よる失職_____</p> <p>_____又はこれに準ずる退職</p> <p>をした者</p> <p>2及び3 略</p>	<p>よる失職(同法第16条第1号に該当する<u>場合を除く。</u>)又はこれに準ずる退職</p> <p>をした者</p> <p>2及び3 略</p>

(3) 第3条の規定による一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第22条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第22条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し_____</p> <p>_____、又は死亡した職員(第25条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し_____、又は死亡した職員にあっては、退職し、_____、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5及び6 略</p> <p>第22条の2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員_____</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第22条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第22条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは<u>法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(第25条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5及び6 略</p> <p>第22条の2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(<u>法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。</u>)</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する</p>

改 正 案	改 正 前
<p>職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し_____、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し_____、又は死亡した職員にあっては、退職し_____、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略 （休職者の給与）</p> <p>第25条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第2項又は第3項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第22条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し_____、又は死亡したときは、同項の規定により別に定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。</p> <p>7 略</p>	<p>職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略 （休職者の給与）</p> <p>第25条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第2項又は第3項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第22条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により別に定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。</p> <p>7 略</p>